

議第34号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県奨学資金貸与金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第10号の規定に基づき、議決を求める。

返還義務者および金額

番号	返還義務者	金 額
1		495,000 円に返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を加算した額および返還すべき日を超えて返還された奨学資金に対する延滞利息52,112 円
2		376,000 円に返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を加算した額および返還すべき日を超えて返還された奨学資金に対する延滞利息54,412 円
3		226,600 円に返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を加算した額および返還すべき日を超えて返還された奨学資金に対する延滞利息16,227 円